

SAGA2024 神崎市輸送・交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市輸送・交通基本計画」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における輸送交通業務の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、SAGA2024 実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 視察員、報道関係者
- オ 一般観覧者
- カ その他市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送交通業務を実施する期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情から必要と認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送の範囲

- ア 輸送業務の範囲は、競技会場、練習会場、宿舎及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。
- イ 車両を借上げて行う計画輸送は、原則として近距離(概ね2km未滿をいう。)は行わない。ただし、競技の特性や地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、この限りでない。

4 輸送業務

(1) 輸送力の確保

ア 借上バス等の確保

計画輸送のため、バス・タクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合は、必要な車両確保に努める。

イ 臨時バスの運行等

臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等が必要と認められる場合は、関係機関等に対し要請するとともに、必要な措置を講じる。

ウ 予備車両の確保

緊急時に備えるため、大会期間中における若干の予備車両の確保に努める。

(2) 会場地輸送

ア 輸送計画の策定

競技会場、練習会場、宿泊施設間等の輸送について、各競技及び輸送対象者別の輸送計画を策定する。

イ 集合地の指定

計画輸送を行う場合は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

計画輸送を行う場合の経路は、参加人員、時間帯等を考慮して設定する。

エ 誘導案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、必要に応じて、関係市町会場地実行委員会と調整を行うものとする。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、必要に応じて、シャトルバスの運行等を行う。

キ 輸送係員の配置

競技会場、練習会場、集合地、シャトルバス発着所等の乗降所には、必要に応じて、輸送係員を配置する。

(3) 全国輸送との連携

ア 指定下車駅等の設置

全国から訪れる選手・監督、役員、視察員及びその他関係者（以下「大会関係者」という。）の下車駅等は、県実行委員会と協議のうえ、宿泊地の

最寄りの駅等から1か所以上を設置する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、指定下車駅等と宿泊施設間の距離、公共交通機関状況等を勘案し、必要な場合については、計画バス輸送等による送迎を行う。

5 交通業務

(1) 駐車場対策

ア 駐車場等の確保

道路交通事情及び大会関係者や一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場等の周辺に、必要に応じて、大会関係者用の指定駐車場及び一般観覧者用の臨時駐車場等を確保する。

イ 駐車場整理員の配置

駐車場等には整理員を配置し、安全を確保するとともに円滑な車両誘導等を実施する。

ウ 駐車許可証の交付

大会関係者が利用する指定駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(2) 交通安全対策

競技会場及び練習会場等の周辺における安全かつ円滑な輸送を行うため、案内誘導看板等を設置するとともに、ホームページ等の広報媒体の活用により、混雑緩和等を呼びかける。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月15日から施行する。